

公的医療機関等 2025 プランに準じた事業計画について

1 背景

公立・公的病院以外の個別の医療機関ごとの具体的対応方針については、地域医療構想調整会議において、以下のとおり協議し決定することとされている。

2 役割や機能を大きく変更する医療機関について

○地域医療構想の進め方について（抄）

<平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知>

・その他の医療機関に関すること

開設者の変更を含め構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、対応方針を協議すること。

役割や機能を大きく変更する医療機関を把握するため、平成 30 年 10 月に病床機能報告対象の全病院、有床診療所を対象に、県独自調査を実施した。

(1) 調査対象

病床機能報告対象の全病院、有床診療所

25 施設（海部構想区域）

(2) 役割や機能を大きく変更する医療機関の定義

・2025 年 7 月 1 日時点における医療機能が本年から変更「あり」、かつ、現在担っていない医療機能を担う医療機関

・開設者の変更を含む、役割や機能を大きく変更する医療機関

(3) 事業計画策定対象医療機関

1 施設（病院 1 施設）

3 事業計画の内容について

医療機関が策定する事業計画の内容は、公的医療機関等 2025 プランの内容に準じたものとする。

※ 平成 30 年 7 月 23 日（月）開催の愛知県医療審議会医療体制部会において承認済み。

4 今後の予定

・事業計画策定医療機関については、来年度の地域医療構想推進委員会において、事業計画を提示し、協議を行う。



30 医福第 846 号
平成 31 年 1 月 17 日

関係医療機関の長 様

愛知県健康福祉部医療福祉計画課長
(公 印 省 略)

公的医療機関等 2025 プランに準じた事業計画の策定について (依頼)

本県の健康福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度はお忙しい中、「地域医療構想を踏まえた各医療機関の今後の病床機能等に関する意向調査」(以下「意向調査」という。)に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、調査票にも記載しておりましたとおり、意向調査において、地域医療構想を踏まえた今後の役割について、「開設者の変更を含む担う役割や機能を大きく変更する予定」がある医療機関には、今後の事業計画(プラン)を策定いただくこととしております。

つきましては、下記により貴院の事業計画(プラン)を策定していただきますようお願いいたします。

記

1 事業計画(プラン)について

別添1「ひな形」を参考に、貴院の事業計画を策定してください。

なお、【1. 現状と課題】の「① 構想区域の現状」及び「② 構想区域の課題」は当課で記載していますので、当該項目並びにこれまでの地域医療構想推進委員会における協議状況も参考にしてください。

各構想区域における地域医療構想推進委員会の協議状況は、当課のウェブページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iryofukushi/suishiniinkai.html>

2 提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

平成 31 年 1 月 31 日 (木)

(2) 提出方法

メール (iryofukushi@pref.aichi.lg.jp) で事業計画(プラン)のデータを提出してください。

なお、メールの件名は「【渡邊行き】事業計画(プラン)」としてください。

3 今後の予定

提出いただきました事業計画(プラン)は、今後、各構想区域で開催予定の地域医療構想推進委員会に資料として提示し、貴院を含めた構想区域内の各医療機関の個別の役割等について協議を行っていきます。その際、地域医療構想推進委員会に参加いただき、事業計画(プラン)の説明をお願いする場合がありますので、御承知ください。(参加いただく際には、地域医療構

想推進委員会事務局から改めて御連絡させていただきます。)

なお、本県における協議の進め方につきましては、別添2のスケジュールをご覧ください。

担 当 医療計画グループ
電 話 052-954-6265 (ダイヤルイン)
E-mail iryofukushi@pref.aichi.lg.jp

開設者の変更を含む、役割や機能を大きく変更する医療機関

5. 地域医療構想を踏まえた今後の役割について						
医療機関名	所在地	役割や機能を大きく変更する予定	担うべき役割	持つべき病床機能	その他見直すべき点	診療料の見直し
医療法人尾張温泉かにか病院	海部郡蟹江町西之森字長瀬下65-14	あり	引き続き、回復期リハビリテーション病床と地域包括ケア病床を中心とした地域医療の提供を行う。	回復期機能	地域が必要とする病床機能を医療圏内の民間病院間で議論し、その結果に応じた機能を担い、地域医療に貢献する	無